

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和7年10月24日 (1回目)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	五所川原市 02205
地域名 (地域内農業集落名)	五所川原東地区 (松島東(金山)、長橋東(福山、豊成、野里、神山、松野木、戸沢)、七和(俵元、原子、羽野木沢、持子沢、高野、前田野目))

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1991.61 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1810.72 ha
② 田の面積	1145.22 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	846.39 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	43.44 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	43.44 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業は、水稻が広く占めており、転作作物としても飼料用米などの非主食用米が多い。また、大豆、小麦、飼料作物の畑作物への転換もあり、地域全体で土地利用型農業が中心となっている。

また、リンゴの果樹作も盛んな地域であるので、新規就農者が新たな受け手となる場合もある。また。ハウスを活用した施設園芸野菜・露地野菜も増えているので、果樹・畑作分野の地域における中心的な担い手へとなり得る。

水田では拡大意向の担い手が多い地域であるが、集積が進んでいるものの高低差がある農地が多く、集約化に向けて地域ぐるみでの話し合いが難しい地域もある。

畑作・果樹作においては、近年の高温による農作物の品質低下や、新たな担い手との貸付条件の合意形成が難しいなどの課題があり、今後の急激な離農者増加に対応できない可能性が高い。

また、耕起すると石が出てくる中山間地等があり、借り受けする担い手が非常に少なく、遊休農地化している所もある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水稻生産においては、可能な範囲でスマート農業機械を活用した省力化・直播栽培など新技術等の更なる普及が求められる。
- ・大豆・小麦・飼料作物生産においては、水田活用直接支払交付金のルール見直しによる交付対象外水田となる農地もあるので、水張り困難な農地の畠地化や、それらに代わる新たな高収益作物導入などの検討を急ぐ必要がある。
- ・施設園芸・果樹作では既存の栽培方法のみならず、省力効果のある栽培方法や、近年の気候に対応した品種・作物の確立が必要である。
- ・スマート農業機械・大型機械をフル活用できる圃場を早期に整備するため、地域農業者同士の集約化と連動しつつ、可能な範囲で自力施工による畦畔除去などを行っていく体制づくり等を検討していく必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の集団化、連担化が促進されることにより、より収益性の高い作物の作付けが導入可能となり、また、農業機械・資材等への過剰投資についても抑制され、高生産および低コスト農業を促進させる。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	94.8 %	将来の目標とする集積率	97 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地数の削減及び団地面積の拡大、集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組			
水田においては、転作作物の1ヶ月湛水管理による水使用も考えられるため、地域の水利事情等を考慮して作目・栽培方法による団地形成を目標とした話し合いを積極的に推進していく。また、農業者同士の集約化を進めていくうえで、農地の小作料・契約条件などの均一化等についても考慮していく。			
(2) 農地中間管理機構の活用方法			
水田農業の貸借においては、当年産の米概算金ベースの支払が主流のため、農地中間管理機構による貸借が進んでいない。そのため、農業委員・農地利用最適化推進委員を中心として、所有者・担い手が相互に理解して貰いながら活用を進めていく。 果樹においても、木の状態・防除に必要な水源など、担い手への借受条件に合致する事例が少ないため、果樹関連事業の活用との組み合わせを提案して貸借を促進していく。			
交付対象外水田になった農地の遊休農地化が考えられるため、機構関連事業の活用を通じて解消・受入の体制を各地域ごとに整えていく必要がある。			
(3) 基盤整備事業への取組			
基盤整備実施済の地区では、今後必要な整備の内容について関係機関と話し合いを積極的に行っていく。 集落内の話し合いを通じて、改良区の受益地外の水田においては委託施工による耕作条件整備やU字溝整備、樹園地などは農業用水設備の整備や商品価値を下げないよう農道の舗装化など、今後の担い手の確保へ向けて方向性を話し合っていく必要がある。			
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組			
農作業受託組織(防除・刈り取り組織等)の取組については、設備更新・維持が厳しい経営体の増加が考えられるため、設備投資コストが高騰する昨今では、今後も地域において必要な組織である。 また、農福連携事業や六次化などに取り組む経営体もあり、人員確保や付加価値向上において経営モデルのひとつとなっている。			
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組			
水稻・大豆の病害虫の一斉防除をヘリコプターを所有する者が主に活動しているが、近年では担い手が個人で所有するドローンも普及している。果樹では、集落の共同防除組合が活動している。 また、大豆・小麦の乾燥調製は農業協同組合や大規模経営体が受託している。			

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ等の個体数の増加を抑える必要があるので、追い払いではなく捕獲できる人材の育成。
- ③GNSS基地局が令和5年度に整備されたが、自動操舵システムを活用した精密作業の普及は進んでいる一方で、収量コンバインや可変施肥などのデータを活用した分析等の活用は広く普及していないため、具体策が急がれる。
- ④果樹の輸出においては、モモシンクイガへの対策として地域一帯となってコンフューザーRの設置を継続していく。
- ⑤放任園の再生方法・防止についての体制を地域毎に整備していく必要がある。
- ⑦水田活用直接支払交付金においての対象外農地では、遊休農地化が進んでいくことが考えられるため、多面的交付金などの活用で維持管理を継続していく。
- ⑧もみ殻の受入施設の整備を望む声が多いが、施設の整備ありきではなく需要者とのマッチングなど、必要最小限コストで抑えられる処理方法を検討する必要がある。
- ⑨現在の耕畜連携(資源循環、わら利用)を今後も継続し、地域の生産者同士によるつながりを維持していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区的対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。